

JAS法の適用範囲が広がります！

★平成20年4月1日から義務付けられます★

▽ポイント 1

これまで表示義務がなかった業者間取引にも表示が義務付けられます

義務表示の項目	
生鮮食品	加工食品
名称、 原産地、 内容量、 販売業者名 及び住所	名称、 原材料名、 製造業者名及び住所、 内容量、 賞味期限、 保存方法、 原料原産地名、 原産国名

▽ポイント 2

JAS法に基づく監視の対象になります

▽ポイント 3

表示の根拠書類の整備・保存に努めなければなりません
(概ね3年を目安)



▽ポイント 4

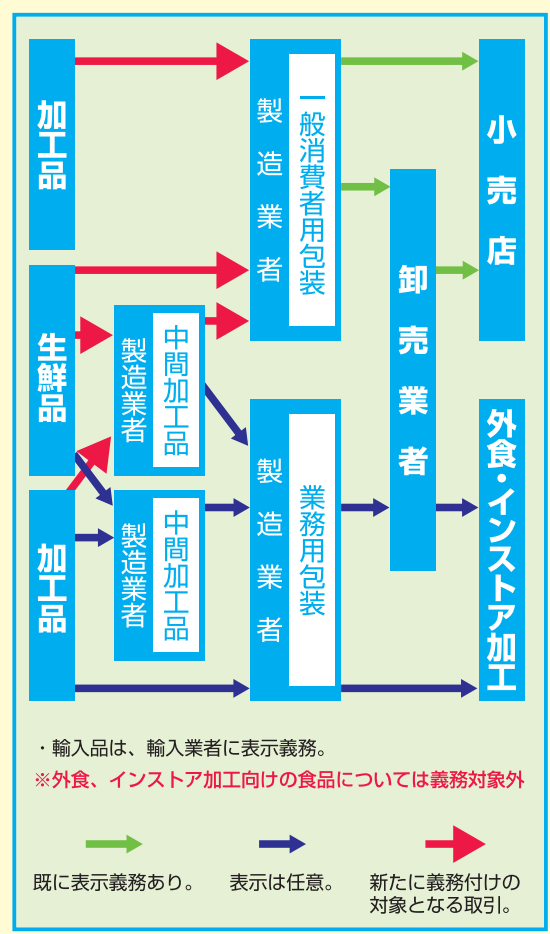
商品の容器に表示が必要なの？

- ・容器・包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示できます

▽ポイント 5

義務化のイメージがわかりにくいけど？

図式化すると以下のイメージです



もっと知りたい方のために。詳細はこちらで検索！

食品表示

農林水産省又はお近くの地方農政局、地方農政事務所等までお問い合わせ下さい。

説明会の実施案内や関係資料については、各機関のホームページ等をご確認下さい。